

■公募型樹木等採取試行募集要領

～河川法第25条を適用した公募型採取の試行～

1. 目的

河川敷地内には多くの樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水時の水の流れの妨げになるだけでなく、樹木が流出することにより堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があり、河川を適正に維持管理する上での課題となっています。

このため、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所（以下「姫路河川国道事務所」という。）では、河川敷地内樹木の伐採作業を計画的に進めていますが、地域住民の方々にも、樹木を有用な木材資源（薪、DIY材料、木質バイオマスなど）として活用しつつ、河川の適正な維持管理に寄与することも目的に、河川敷地内樹木の採取を希望する事業者（法人・個人）の公募を行うものです。

2. 応募概要

（1）応募から採取までの流れ

河川敷地内樹木の採取を希望される方は、この「公募型樹木等採取試行募集要領」により応募書類を提出してください。

なお応募に当たっては、**事前に現地状況を確認**し、採取希望箇所、採取予定時間等必要事項を記入のうえ応募してください。提出された応募書類に基づき、参加資格の確認など審査を行います。審査結果については応募者へ通知を行います。

選定された採取希望者は、河川法第25条に基づく許可申請手続きにより許可を受けた後、樹木を伐採・集積・搬出することが可能となります。

また、河川工事に伴い発生する伐採木について、姫路河川国道事務所が指定する場所に存置していくため、指定する場所からの積込・搬出のみも応募可能としています。ただし、応募者は「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（平成24年6月林野庁、以下「ガイドライン」という。◆参照）に示した業界団体の認定を得られた認定事業者に限るものとし、採取する樹種、形状等の指定はできません。こちらも同様に応募書類を提出、審査を経て、河川法第25条に基づく許可申請手続きにより許可を受けた後、伐採木を積込・搬出することが可能となります。

◆ガイドライン

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/hatudenriyou_guideline.html

（2）募集期間

令和5年11月1日（水）～令和5年11月30日（木）

(注) 応募書類は、郵送、持ち込み、メール又はFAXにより、令和5年11月30日(木) 17時までに下記(8)②の送付先に必ず到着するようにしてください。

(3) 樹木採取の場所

① 樹木の伐採・搬出(薪、ほだ木等への活用)

【加古川】

A. 加古川 右岸河川敷

(加古川市平荘町養老地先 約0.1ha、加古川右岸10.2k付近)

B. 加古川 右岸河川敷

(小野市黍田町地先 約0.8ha、加古川右岸17.2k～17.6k付近)

C. 加古川 右岸河川敷

(小野市下来住町地先 約0.7ha、加古川右岸18.6k～18.8k付近)

D. 加古川 右岸河川敷

(小野市河合中町地先 約0.2ha、加古川右岸26.1k付近)

E. 加古川 右岸河川敷

(加東市河高地先 約0.3ha、加古川右岸31.8k)

F. 加古川支川東条川 左岸河川敷

(小野市古川町地先 約0.1ha、東条川左岸1.2k)

【揖保川】

G. 揖保川 左岸河川敷

(たつの市龍野町大道地先 約0.4ha、揖保川左岸10.6k～11.0k付近)

H. 揖保川 左岸河川敷

(たつの市龍野町島田地先～たつの市神岡町東鬮崎地先 約5.9ha、揖保川左岸14.0～15.6k付近)

I. 揖保川 左岸河川敷

(たつの市新宮町上笹地先 約3.6ha、揖保川左岸22.2k～23.1k付近)

J. 揖保川 左岸河川敷

(宍粟市山崎町下宇原地先 約2.0ha、揖保川左岸23.4k～24.0k付近)

K. 揖保川 左岸河川敷

(^{しそう}宍粟市^{いちのみやちょうひがしいちば}一宮町東市場地先 約0.1ha、揖保川左岸43.1k付近)

②樹木の搬出（バイオマス発電燃料への活用）※^{1,2,3,4}

L. 揖保川 左岸河川敷

(^{しんぐうちょうそがい}たつの市新宮町曾我井地先、揖保川左岸 17.2k 付近)

M. 揖保川 右岸堤防上

(^{いぼがわちょういちば}たつの市揖保川町市場地先、揖保川右岸 6.2k 付近)

- ※1 上記L、Mに加え、加古川・揖保川の河川敷内での伐採工事の現場（以下「N」とします。）からの搬出も想定しています。場所については、未定です。
- ※2 存置する樹木の形状や量は、河川工事の進捗によって変動するため、搬出する樹木の形状や量、搬出時期は、河川管理者と協議の上での搬出とします。
- ※3 樹木採取の場所L及びMでの採取はガイドラインに示した業界団体の認定を受けた認定事業者に限ります。
- ※4 河川法第25条の許可を得て、樹木採取の場所L、M、Nで採取した伐採木は、ガイドラインにおける「一般木質バイオマス」に該当します。

(4) 樹木の採取期間

①個人 令和6年1月15日（月）から令和6年12月20日（金）まで

②法人 令和6年1月15日（月）から令和8年12月18日（金）まで

※全日とも8時30分から17時00分まで

(5) 樹木の種類

主に落葉広葉樹（アキニレ・エノキ・オニグルミ・ヤナギ等）、竹

(6) 樹木採取料（占用料）

採取料（占用料）について、河川法第25条の許可を受けた者に対して河川法第32条の規定により、兵庫県が徴収することがありますが（河川の流水占用料等の徴収等に関する条例）、今回の公募型樹木等採取試行では、採取料の徴収はありません。

(7) 応募参加資格

以下のいずれにも該当しないものであること。

- ①過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。
- ②公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、近畿地方整備局長から指名停止等を受けている

者。

③公募期間中において会社更正法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。

④直近1年間の税を滞納している者。

⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

⑥ガイドラインに示した業界団体の認定を受けていない者。

(ただし、2.(3)樹木採取の場所L、M、Nでの採取を希望する場合のみ。)

⑦その他姫路河川国道事務所長が参加不相当と判断する者。

⑧その他の欠格事項

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

- 1) 提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合
- 2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3) 期間内に必要な書類等が提出されなかった場合
- 4) 提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合
- 5) その他不正行為があったと認められる場合

(8) 応募方法

応募については、別紙の応募様式(様式1)に以下の内容を記入のうえ、2.

(2)の募集期間内(令和5年11月1日(水)～令和5年11月30日(木)まで)に担当者宛てに持ち込み、郵送、メール又はFAXにて提出してください。

①応募様式(様式1)に記載する内容

- 1) 応募者の住所、氏名(法人の場合は代表者名)
- 2) 樹木採取を希望する場所
- 3) 採取を希望する河川産出物の種類(樹木類、竹類等)
- 4) 採取を希望する河川産出物の使用目的
- 5) 現地の確認状況
- 6) 採取に係る事業の計画
 - ア. 作業予定期間
 - イ. 作業実施者
 - ウ. 必要な樹木量
 - エ. 採取を実施する工程
 - オ. 採取の方法
 - カ. 応募者の連絡先
 - キ. 安全対策等の実施
- 7) 「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業認定書」の写し(た

だし、2. (3) ②に基づく樹木の搬出を希望する場合のみ。)

②送付方法、送付先

- ・郵送 〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-250
- ・電話 079-282-8505
- ・FAX 079-283-4680
- ・メール kkr-kk-kkanri101@mlit.go.jp
- ・送付先 姫路河川国道事務所 河川管理第一課 河川管理第二係

③質問書の提出

質問書の提出期限は、令和5年11月22日(水)17時です。

上記期限までに質問事項を質問書(様式2)にご記入のうえ、姫路河川国道事務所 河川管理第一課 河川管理第二係宛に郵送、持ち込み、メール又はFAXで送付してください。回答は募集期間内に姫路河川国道事務所ホームページで行います。なお、FAXで質問書を送付される場合には、事前に電話連絡を行ったうえでFAXしてください。

質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当と判断したものについては、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合があります。

(9) 採取者審査結果の通知日時

令和5年12月14日(木)より順次、審査結果を発送します。

審査結果に対して疑問がある応募者は、結果通知日から1週間以内に文書で質問することができます。質問書は2. 応募概要(8) 応募方法②の送付先に提出してください。

(10) 選定(審査)方法の概要

①選定方法

- 1) 選定は、応募書類に基づいて採取に関する計画及び採取を実施する工程などから採取の効果等を総合的に評価し、「公募型樹木等採取試行選定委員会」により選定します。
- 2) 選定にあたっての必要な情報の収集、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリングを実施する場合があります。
- 3) 期間については予定であり、詳細な日程および採取作業の方法、工程等を確認のうえ決定します。
- 4) 採取者の選定方法は、次に掲げる項目によるものとします。
 - ・作業予定期間
 - ・作業実施者
 - ・採取を実施する工程

- ・採取の方法
- ・安全対策等の実施
- ・応募参加資格
- ・ガイドラインに示した業界団体からの認定の有無（ただし、2.（3）②に基づく樹木の搬出を希望する場合のみ。）

上記の審査により申請者を選定し、その結果を担当者より通知します。なお、同一の採取場所で複数の応募が多数あり、樹木量が不足する場合は、採取量を調整することがあるため、必要に応じて採取範囲の指定や採取量を制限することがあります。

②スケジュール

1) 質問書の締切り	<u>令和5年11月22日(水) 17時</u>
2) 申込書の締切り	<u>令和5年11月30日(木) 17時</u>
3) 審査・決定	<u>令和5年12月1日(金)～令和5年12月13日(水)</u>
4) 審査通知の発送	<u>令和5年12月14日(木)より順次発送</u>
5) 河川法の申請	<u>令和5年12月15日(金)～令和5年12月28日(木)</u>
6) 許可手続き	<u>令和6年1月4日(木)～令和6年1月12日(金)</u>
7) 採取期間	(個人) <u>令和6年1月15日(月)～令和6年12月20日(金)</u> (法人) <u>令和6年1月15日(月)～令和8年12月18日(金)</u>

(1 1) 河川法の許可手続き

- ① 本公募の決定通知を受けた者は、速やかに次の関係書類を添えて、2.（3）樹木採取の場所のA～Fを希望する場合は小野出張所に、G～Lを希望する場合は龍野出張所に、Mを希望する場合は余部出張所に、複数箇所を希望する場合は該当する各出張所に河川法第25条の規定に基づく樹木採取の申請を行い、許可を受けるものとします。なお、Nを希望する場合は、今回の公募では必要ありません。

【河川法第25条申請】

- ・河川占用許可申請書(甲)(乙の3)
- ・伐採作業計画書(様式-3)
- ・事業概要書
- ・位置図
- ・平面図
- ・河川現況写真
- ・搬出経路を明示した図面

※1 申請書の提出部数は正本1部とします。

※2 申請書類一式については姫路河川国道事務所で準備します。

- ② 申請書の提出期限は、令和5年12月28日(木) 17時とします。

特別の理由なく、この期間に申請を行わない場合は、採取者の決定を取り消す

ことがあります。

③ 河川法第 25 条の許可をするにあたり予定している条件の内容

- 1) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため、出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- 2) 許可を受けた者は、17時から翌日の8時30分までの間には作業を行わないこと。
- 3) 許可を受けた者は、採取した伐採木を速やかに河川区域外へ搬出すること。
- 4) 許可を受けた者は、運搬路を常に河川管理上支障のない状態に保つこと。
- 5) この許可に係る採取又は運搬に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに出張所長に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- 6) 出張所長がこの許可に係る採取の状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る採取の状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- 7) 次の各号に掲げる場合は、すみやかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - ア. 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - イ. 天災その他やむを得ない理由によって採取できないとき。
 - ウ. 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。
- 8) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、河川占用許可申請書(乙の3)6.採取の期間に掲げる期間内であっても、採取量が許可の数量に達したときは、この許可は効力を失うものとする。
- 9) この許可を受けた者は、この許可に係る採取又は運搬により第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- 10) この許可を受けた者は、河川工事その他の河川の管理に属する行為により通常生ずる支障については、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- 11) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- 12) 許可を受けた者は、現地における採取の作業中は、この許可に係る許可書を携帯しておくこと。
- 13) この許可に係る採取に着手しようとするときには、あらかじめ出張所長に作業工程を届け出ること。
- 14) 伐採の際、根株については存置しても良い。
- 15) 許可を受けた者は、採取が完了したときには樹木等の採取量 (m³、t、本、

- 軽トラック何台分など) が把握できる資料を出張所長に報告すること。
- 16) 枝葉は現場より回収して搬出すること。
 - 17) 採取箇所においては使用機材等の整理整頓に努めること。
 - 18) 当該箇所は高水敷への既存進入路(坂路)を使用することができるが、安全対策については出張所長の指示に従うとともに「安全管理については自己責任」であることを認識すること。
 - 19) 採取者は、河川管理者が定める採取期間において、河川法、同法施行令及びその他の関係法令の規定並びに許可に付された許可条件を遵守し、採取するものとする。
 - 20) 採取許可を受けた場所において、他に採取許可を受けた複数の者が作業する場合がある。
 - 21) 手続において使用する言語は日本語に限るものとする。
 - 22) その他詳細については出張所と相談の上、決定するものとする。